

# 木造住宅耐震診断等経費補助制度について



市は、市民の皆さんが住宅の耐震化を行うための耐震診断や耐震改修、住宅の建替え(耐震建替え)、耐震シェルター設置などの費用の一部を補助します。

## 対象事業および補助金額

- 耐震診断** 耐震診断士が行う、住宅の耐震性(安全性)の診断費用の3分の2に相当する額(上限2万円)
- 耐震改修工事(補強計画策定を含む場合)** 耐震診断の結果、補強の必要があると判断された住宅を耐震補強設計を行い、耐震改修工事によって地震に対する安全性を確保する場合に、耐震改修工事費用の5分の4に相当する額(上限100万円)
- 耐震建替え** 耐震診断の結果、耐震改修が必要であると判断された住宅を解体し、同一敷地内に新たに一戸建て住宅を新築する場合に、建て替え前の住宅の耐震建替え費用の2分の1に相当する額(上限100万円)。県産出材を10㎡以上使用の場合は10万円を加算
- シェルター補強** 1階部分の寝室などに耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の2分の1に相当する額(上限30万円)
- 耐震アドバイザー派遣制度** 県の認定を受けた耐震アドバイザーと市職員が自宅に伺い、住宅の耐震に関する補助制度の相談に応じます。費用は無料です

## 対象住宅

市内にある木造住宅(伝統的構法または在来軸組構法のもの)で昭和56年5月31日以前に着工または完成した地上階数2階建て以下のもの

## 対象者

対象建築物の所有者など

※耐震診断を行う前に市に必ず相談してください

※補助金を申請する前に、工事(業務)に着手(契約や解体、確認申請などの手続きを含む)をしたものは補助の対象になりません。また、原則として令和3年2月28日までに完了報告できるものが対象です

※この他にも要件がありますのでお問い合わせください

くわしくは 建築住宅課 建築指導係 ☎21-5197

# 市内居住者住宅取得補助制度について



若年世帯の日光市への定住を促進し、地域の活力を高揚することを目的として、市内居住者で住宅を新築した方へ、プレミアム付日光市共通商品券を交付します。

**交付対象者(次の全てを満たす方。ただし、耐震建替補助および転入者住宅取得補助対象の方を除く)**

- 住宅の完成時において45歳以下の方または世帯員に18歳以下の子がいる方
- 申請時に市町村税などを完納している方
- 補助対象住宅の所有権を2分の1以上保有している方(2名で2分の1ずつ保有している場合は、どちらか1名の方)

**交付対象住宅(次の全てを満たす住宅)**

- 新築した住宅で、現に住んでいる住宅(平成31年1月1日～令和元年12月31日(2019年)に新築)
- 建築基準法などの関係法令に適合している住宅
- 賃貸を目的としない住宅

**交付内容**

13万2,000円分(1セット1万1,000円分を12セット)の商品券を交付します

※使用期間 令和2年10月中旬～令和3年1月下旬(予定)

**交付申請期間**

6月中旬に申請(対象と思われる方には5月末ごろに通知します。なお、上記要件を満たしていて通知が到着しない場合はお問い合わせください)

※詳しい補助資格および条件、申し込みに必要な書類などについてもお問い合わせください

くわしくは 建築住宅課 住宅管理係 ☎21-5164

# 長期優良住宅の認定制度について



市は、住宅を長期にわたり使用することにより、解体や除却に伴う廃棄物の排出の抑制、環境への負荷を低減、また、建替えに伴う費用負担軽減を目的とし、長期優良住宅の認定業務を行っています。

市内で住宅を新築、または既存住宅の増築、改築を予定される方は、ぜひこの制度をご利用ください。

**対象住宅**…長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定された認定基準を満たした住宅

**認定手数料**…一戸建て住宅で1万8,000円から

**受付期間**…通年

**税の特例など**…

長期優良住宅に認定されると税の特例や住宅ローンの金利引き下げを受けることができます

(例)○登録免許税：税率の引き下げ

○固定資産税：減税措置適用期間の延長

○住宅ローンの金利引き下げ：フラット35Sにおいて当初10年間金利引き下げ

くわしくは 建築住宅課 建築審査係 ☎21-5197

## 樹木の管理にご注意ください！

～道路への倒木や枝の落下に注意しましょう～

### ●樹木管理のお願い

歩行者および自動車などの通行の安全確保のため、道路の上空(車道4.5m、歩道2.5m)に通行の支障となるものを設置することは禁止されています。所有する樹木が倒木の恐れがある場合や、道路を覆ったり張り出したりしている場合は、伐採または枝払いをお願いします。

なお、私有地から張り出している樹木は、土地所有者の方に所有権があるため、市で剪定・伐採ができません。自宅に生け垣がある方や道路沿いに山林などの土地を所有されている方は、定期的な剪定・伐採をお願いします。

### ●樹木所有者の責任

樹木が道路上に倒れたり枝が落ちたりして、通行人がけがまたは車が破損した場合、樹木の所有者が相手から不法行為による責任を問われることがあります(民法第717条および道路法第43条)。

### ●樹木管理作業時の注意事項

高所からの転落を防止するために十分な安全確保をしてください。また、作業中は通行車両、自転車および歩行者に注意してください。

電線のある箇所での作業は危険を伴うため、事前に東京電力またはNTTに連絡をし、立会いのもとで行ってください。



### ◎国道・県道について

日光土木事務所 保全部

今市警察署管内保全第二課 ☎53-1221

日光警察署管内保全第一課 ☎53-1213

### ◎市道について

今市地域 維持管理課 ☎21-5160

日光地域 ⑩産業建設係 ☎54-1114

藤原地域 ⑨産業建設係 ☎76-4107

足尾地域 ⑧産業建設係 ☎93-3117

栗山地域 ⑦産業建設係 ☎97-1133